

重点4 全ての座席のシートベルト着用と チャイルドシートの正しい使い方の徹底

全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使い方を周知徹底し、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図る。

【運転者・同乗者】

- 車に乗る時は、全ての座席でシートベルトを着用する。
- チャイルドシートの効果と必要性を理解し、乳幼児等の体格に合ったチャイルドシートを使用する。

【家庭・地域・職場】

- シートベルトおよびチャイルドシートの効果と必要性について話し合い、正しい着用を習慣付ける。
- 車で出かけるときは、出発前に、シートベルトの着用についてお互いに声かけて確認を行う。

重点5 交通安全新3S(シルバー・スロー・シー)運動の推進

交通死亡事故の特徴を踏まえて策定した交通安全新3S運動を推進し、交通死亡事故等の抑止を図る。

【シルバー】(高齢者事故の防止)

- 運転者は、高齢者等に気づいた時には速度を落とす等の思いやり運転を実践する。
- 高齢歩行者は、夕暮れから夜間にかけて外出するときは、明るい服装や反射材用品等を着用する等、運転者から発見されやすいよう努める。
- 深夜に高齢歩行者を見かけた場合の「交通安全おたすけコール運動」を推進する。

【スロー】(ゆとりある速度の実践)

- 運転者は制限速度を守り、歩行者や自転車の急な動きや飛び出しに対応できるようゆとりある速度で運転する。
- 家庭や職場において、速度の出し過ぎによる危険性や交通マナーなどについて話し合い、交通安全の意識を高める。

【シー】(交差点・踏切事故の防止)

- 交差点では速度を落とし、一時停止標識がない交差点でも徐行・一時停止を行うなどして十分な安全確認を行う。
- 運転者は、踏切では確実に左右の安全確認を行うとともに、警報機が鳴り出した時には無理に横断しない。

平成26年 夏の交通安全県民運動実施要綱

福井県交通対策協議会

第1 目 的

この運動は、夏の行楽期を迎え、飲酒運転やスピードの出し過ぎ等の無謀運転、疲労による過労運転等を防止するとともに、県民に交通安全意識の普及・浸透を図り、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期 間

平成26年7月21日(月)から7月30日(水)までの10日間

第3 主 唱

福井県交通対策協議会

第4 スローガン

- 【シルバー】 ・おでかけは 明るい時間と目立つ服 ルールを守って事故防止
- 【スロー】 ・気持ちに余裕 時間に余裕 運転する時のマイルール
- 【シー】 ・交差点 譲るやさしさ 待つゆとり
- 【脱!クルマ依存社会】 ・クルマより 歩いてみよさ 新習慣
- 【飲酒運転根絶】 ・家族の誓い「しない・させない 飲酒運転」
- 【北陸三県統一】 ・さわやかに 夏を走ろう 北陸路



第5 統一行動日

北陸三県統一「子どもと高齢者の交通事故ゼロの日」
平成26年7月30日(水)

一斉街頭活動日

平成26年7月22日(火)

第6の実施機関・団体が、県下一斉に交通安全啓発活動および交通安全指導を行う日とする。

第6 実施機関・団体

福井県、福井県警察本部、福井県教育委員会、市町および福井県交通対策協議会の構成機関・団体

第7 推進方法

- 1 実施機関・団体は、本運動の趣旨等について組織に浸透を図るとともに、具体的な実施計画を策定し、これに基づき早期に推進体制を確立するものとする。
- 2 実施機関・団体は、本運動が県民総ぐるみの運動として成果があがるよう、それぞれに創意工夫を凝らした交通安全教育、街頭指導等の交通安全活動を実施するほか、あらゆる広報媒体を積極的に活用して、県民に対する交通安全意識の啓発に努めるものとする。

なお、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く県民に訴える際には、交通事故被害者等の視点に配慮しつつ理解の増進に努めるものとする。



第8 運動の重点と取組み

- 1 子どもと高齢者の交通事故防止（北陸三県統一）
- 2 若者による迷惑性の高い爆音・暴走行為等無謀運転の追放
- 3 飲酒運転の根絶
- 4 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使い方の徹底
- 5 交通安全新3S（シルバー・スロー・シー）運動の推進

重点1 子どもと高齢者の交通事故防止（北陸三県統一）

子どもと高齢者自身の交通安全意識の高揚を図るとともに、一般の運転者に対し、子どもと高齢者に対する保護意識の醸成を図り交通事故を防止する。

【高齢者】

- 参加・体験・実践型の交通安全教室への積極的な参加を促し、交通ルール・マナーの理解を高めるとともに、歩行中や自転車利用中における横断歩道等安全な場所での横断や左右の安全確認の励行等の安全行動を実践する。
- 高齢運転者は、交通安全講習や運転適性検査を積極的に受け、加齢に伴う身体機能および運転技能の変化を認識して、その能力に応じた運転を心がける。

【運転者】

- 子ども、高齢歩行者等（高齢歩行者・電動車いす利用者、高齢自転車利用者）、高齢運転者を見かけた時は、減速、徐行、一時停止するなど、「思いやり運転」に努める。
- 夜間の運転中は、「夜間ハイビーム実践運動」を積極的に推進し、子どもや高齢者等の早期発見に努める。

【家庭・地域・職場】

- 家族ぐるみ、地域ぐるみで子どもと高齢者に対する交通安全の「声かけ」を励行する等、保護意識の醸成に努める。
- 子どもと高齢者に対し、街頭での交通安全指導、保護・誘導活動を徹底する。
- 地域や職場におけるあんしん歩行エリア、スクールゾーン等を地域や職場で点検し、子どもと高齢者の通行エリアの安全を確保する。



重点2 若者による迷惑性の高い爆音・暴走行為等無謀運転の追放

若者による迷惑性の高い爆音・暴走運転行為や、事故に直結するスピードの出し過ぎ等を防止するため、家庭や地域ぐるみで無謀運転を追放する。

【運転者】

- 多大な迷惑を及ぼす爆音走行や暴走行為をせず、住民の方に迷惑をかけない思いやりのある運転を心がける。
- 自身の運転能力を過信したり、車の性能を過大評価したりしない。
- スピードを出したいという欲求や運転の腕前を自慢したいという自己顕示欲を捨て、常に安全運転に努める。

【家庭・地域・職場】

- 若者による暴走行為等の根絶を図るため、家庭や地域ぐるみで無謀運転の追放気運を高め、暴走を「しない」「させない」「見に行かない」を徹底する。
- 若者を雇用している事業所では、若者を含めた従業員全員に交通安全教育を徹底する。
- 家庭・職場において、無謀運転の危険性、事故の重大性等を話し合い、家族または従業員が自動車外出する際には、安全運転の声かけを行う。

重点3 飲酒運転の根絶

広く県民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故の悲惨さを訴えて意識改革を進めるとともに、交通安全意識の高揚を図り、飲酒運転を根絶する。

【運転者】

- 酒気を帯びて車両等を絶対に運転しない。
- 欠格期間の延長等を始めとする飲酒運転に対する処分の強化を周知徹底。
- 飲酒運転の悪質性・危険性の理解や飲酒運転を根絶させるための運転者教育の推進。

【家庭・地域・職場】

- 酒気を帯びた人には、絶対に運転させない。
 - ・飲酒運転をするおそれがある人に、車両等を提供しない
 - ・飲酒運転をするおそれのある人に、酒類を提供し、または飲酒を勧めない
 - ・運転者が酒気を帯びていることを知りながら、同乗しない
- 飲酒運転の危険性、責任の重大性について話し合い、飲酒運転を許さない環境づくりに努める。
- 運転者に対する酒類提供の禁止およびハンドルキーパー運動の促進。
- 三不運動「お酒を飲んだら車を運転しない、運転するときはお酒を飲まない、運転する人にはお酒を飲ませない」の推進。